

竹原市総務文教委員会

令和5年12月14日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第63号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について
- 2 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 3 議案第66号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第67号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第68号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第70号 竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第72号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第73号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第75号 令和5年度竹原市一般会計補正予算（第5号）

(その他)

- 1 湯坂温泉の源泉施設（井戸及び揚湯設備）の無償譲渡について
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和5年12月14日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
教育委員会教育次長	沖 本 太
総 務 課 長	品 部 義 朗
財 政 課 長	向 井 直 毅
文化生涯学習課長	堀 川 ちはる

午前9時58分 開会

委員長（川本 円君） おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回定例会総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第4回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第63号外8議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおりで行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行っていただいで結構でございます。

まず、議案第63号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の9ページをお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案第63号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について、その内容を説明をいたします。

まず、広島県市町総合事務組合につきましては、広島県内の8市9町8組合1広域連合の26団体が組織する複合的一部事務組合として、組合市町における常勤職員に対する退

職手当の支給や非常勤職員の公務災害補償等に関する事務を共同処理しているところでございます。

本案につきましては、組合構成団体の府中町より令和6年4月1日から職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理してほしいとの申請があったことから、府中町職員の退職手当の支給に関する事務について組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務として府中町に係る事務を新たに共同処理するため、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更するとともに広島県市町総合事務組合の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

2番目の規約の変更の内容につきましては、規約の変更期日というのは令和6年4月1日となります。なお、この規約の変更に伴います組合団体数につきましては、変更はございません。

議案第63号については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

関連がありますので、議案第66号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第67号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第68号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案第66号から議案第68号について一括して説明をさせていただきます。

まず、議案参考資料の19ページをお願いをいたします。

議案第66号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を説明をいたします。

本案につきましては、令和5年8月7日付の人事院における給与改定に関する勧告を考慮しまして、国、県及び近隣自治体との状況を鑑み、本市職員の給与月額並びに期末勤勉

手当の支給割合を改定するものでございます。

2番目の改正の内容につきましては、1点目としまして、職員の給料表の給与月額を若年層を重点において全ての区分において引き上げるとともに、2点目としまして、期末手当及び勤勉手当の年間合計支給割合を0.1か月分引き上げるものでございます。

表をお願いいたします。

期末勤勉手当の改正の内容につきましては、2列目の第1条の令和5年度改正につきましては、令和5年6月の期末勤勉手当につきましては支給済みでございますので、令和5年12月の期末手当は現行の1.2月から1.25月、勤勉手当につきましては現行の1.0月から1.05月、それぞれ0.05か月分引き上げ、期末勤勉手当の年間合計支給割合を現行の4.4月から4.5月に変更するものでございます。

次に、3列目の第2条の令和6年度改正についてでございますけれども、令和6年6月及び12月における期末手当につきましてはそれぞれ1.225月、勤勉手当につきましてはそれぞれ1.025月として、支給割合を6月及び12月に均等配分するものでございまして、期末手当及び勤勉手当の年間合計支給割合を令和5年度と同様にするものでございます。

3番目の施行日についてでございますが、一部改正条例案のうち、第1条の令和5年度分の改正につきましては公布の日としますが、給料表の改定につきましては令和5年4月1日、期末勤勉手当の改定につきましては令和5年12月1日から適用となります。第2条の令和6年度分改正につきましては、令和6年4月1日からとなります。

続きまして、議案の参考資料の31ページをお願いいたします。

こちらは、議案第67号竹原市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を説明いたします。

本案は、令和5年度竹原市職員の給与改定を実施することに合わせまして、市議会議員の期末手当の支給割合について改定するものでございます。

2の改正の内容につきましては、市議会議員における期末手当の年間支給割合を0.1か月分引き上げるものでございます。

表を御覧ください。

期末手当の改正内容としましては、2列目の第1条、令和5年度改正につきましては、令和5年6月の期末手当は支給済みでありますので、令和5年12月の期末手当を現行の2.2月から2.3月として0.1か月分引き上げ、期末手当の年間支給割合を現行の

4. 4月から4. 5月に変更するものでございます。

次に、3列目の第2条の令和6年度改正につきましては、令和6年6月及び12月における期末手当をそれぞれ2. 25月として支給割合を6月及び12月に均等配分し、期末手当の年間支給割合を令和5年度と同様にするものでございます。

3の実施期日ですけれども、一部改正のうち、第1条の令和5年度分改正につきましては令和5年12月1日、第2条の令和6年度分改正につきましては令和6年4月1日からとなります。

続きまして、参考資料の35ページをお願いいたします。

議案第68号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を説明させていただきます。

本案は、令和5年度竹原市職員の給与改定を実施することに合わせまして、市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合について改正するものでございます。

2の改正の内容につきましては、市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給割合を0. 1か月分引き上げるものでございます。

表を御覧ください。

期末手当の改正内容としましては、2列目の第1条の令和5年度改正につきましては、令和5年6月の期末手当は支給済みのため、令和5年12月の期末手当につきましては現行の2. 2月から2. 3月として0. 1か月分引き上げ、期末手当の年間支給割合を現行の4. 4月から4. 5月に変更するものでございます。

次に、3列目の第2条の令和6年度改正につきましては、令和6年6月及び12月における期末手当をそれぞれ2. 25月として支給割合を6月及び12月に均等配分し、期末手当の年間支給割合を令和5年度と同様にするものでございます。

3の実施期日につきましては、一部改正条例案のうち、第1条の令和5年度分改正につきましては令和5年12月1日、第2条の令和6年度分改正につきましては令和6年4月1日からとなります。

議案第66号から議案第68号につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案第67号と議案第68号について伺います。

今、提案があったような0.1か月の期末手当を引き上げることによって影響額といいますが、1人当たりと全体の影響額をそれぞれお聞きしたいと思います。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 議案第67号の議員報酬、議員の期末手当の影響額につきましては全体で約59万2,000円、14人分で59万2,000円の影響額でございます。特別職につきましては3人でございますので、金額につきましては24万1,000円の影響額でございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 副市長に聞いてみようと思うのですがけれども、今それぞれこの影響額というのが知らせていただきました。それで副市長にお尋ねしておきたいのは、確かに人事院勧告に準じてということはあるのでしょうかけれども、私は、国会でもいろいろありましたけれども、地方議会においてもそういった今大変厳しい、物価高騰等大変市民の暮らしが大変厳しい状況にあるという中で、今回この提案に至った正当性といえますか、その思いといえますか、それを聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 確かに松本委員さんの御指摘もありますけれども、これまで職員の給与改定に合わせて市議会議員あるいは特別職につきましても職員の給与改定に準じて見直しを行ってきており、今回もそのような提案をさせていただいておりますので、その辺りについては御理解のほど、よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私は、市の職員の人勧に基づく引き上げというのは賛成です。それで、私があえて聞いたのは、国会でもいろんな国会議員の給与の引上げの問題等でありました。それはなぜかという、やっぱりいろんな今国民生活の厳しさを反映した事態だと思うのです。それで、地方議会としても特別職、議員というのは、市長をはじめとした特別職というのはそういった政治判断がいるという面では、もう一回率直に副市長にお尋ねしたいのは、私としてはこういった今市民の暮らしというのは大変厳しい状況にあると思うのです。物価高騰とかいろんな諸状況の中で、そういった中でもあえてなぜこういう提案に至ったのかということは、人勧以外の何か理由があれば聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 松本委員、同じ質疑ということでよろしいですか、今のは。

委員（松本 進君） 答弁になかったからもう一回聞きました。

委員長（川本 円君） ちょっと待ってくださいよ。今、私が聞く範囲だと2回とも同じ内容と思ったのですが、そういう解釈でよろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 質疑の趣旨というのは、さっき言った影響がある、その影響に対して、市民の厳しさがある中でなぜこういった提案をするのかということを知りたいわけですね。それをちゃんと教えてください。

副委員長（山元経穂君） 人事院勧告以外で何か理由があるのですかと聞いている。

委員長（川本 円君） それでは、人事院勧告以外でそういった理由があるのかということに関して答弁できますか。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 従来から人事院勧告を踏まえて市の職員あるいは市議会議員、特別職の給与、市職員の給与であるとか期末勤勉手当あるいは特別職等の期末手当というところを改定をさせていただいてきております。今回につきましてもこの人事院勧告を踏まえて、国も一部、国会でも先ほどおっしゃったように議論ございましたけれども、国家公務員等をはじめとして県の他の市町もこれに準じて改定をしているということでございます。確かに、おっしゃられるように物価高騰等によって市民生活にもいろんな影響というのはあるというふうに思っております。それにつきましては、御承知のとおり非課税世帯等に対する7万円の支給でありますとか、あるいは来年度予定されております減税でありますとか、その間のところの給付と減税を合わせてやるとか、そういったことで手当をされるということになって、そういう方向でいわゆる我々も給与の改定とは別な形のところでいわゆる手当という形で国民あるいは市民に対する対応というのは考えられておりますし、我々は今回の国のデフレ脱却のための総合経済対策というものも踏まえて、今後市民の皆さんあるいは事業者の皆さん等々に対する支援というものも今検討しているところでございますので、こういった対応も含めてやっていくということで今の人事院勧告を踏まえた対応というのはこの方向で進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（川本 円君） 副市長。聞いたのは人事院勧告以外であるかないか。それをはっきり言えるのであれば。

副市長（新谷昭夫君） 当然、人事院勧告以外にはないということです。

委員長（川本 円君） ないということ。それでよろしいですか。

副市長（新谷昭夫君） はい。

委員長（川本 円君） 分かりました。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

関連でありますので、議案第72号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第73号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案第72号及び議案第73号について一括して説明をさせていただきます。

まず、議案の参考資料の53ページをお願いいたします。

議案第72号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を説明をいたします。

本案につきましては、竹原市一般職の常勤職員の給与改定に合わせましてパートタイム会計年度任用職員の報酬額及び期末手当の支給割合を改正するとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、新たに勤勉手当を支給するものでございます。

2番目の改正の内容につきましては、1点目としまして、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満または任期の定めが6か月未満のパートタイム会計年度任用職員の報酬を令和6年4月1日から改正をし、2点目としまして、勤勉手当を新たに支給することとし、期末手当及び勤勉手当の年間合計支給割合を本市職員一般職の常勤職員と同様に改正するものでございます。

それでは、表を御覧いただきたいと思っております。

期末手当及び勤勉手当の改正の内容につきまして、2列目の第1条の令和5年度改正につきましては、令和5年6月の期末手当につきましては支給済みでございますので、令和5年12月の期末手当につきましては現行の1.25月から1.30月として0.05か月分引き上げ、期末手当の年間支給割合を現行の2.5月から2.55月に変更するもの

でございます。

次に、3列目の第2条の令和6年度改正につきましては、令和5年6月及び12月における期末手当につきましてはそれぞれ1.225月、新たに支給する勤勉手当はそれぞれ1.025月として支給割合を6月及び12月に均等配分するものであり、期末手当及び勤勉手当の年間合計支給割合を4.5か月とするものでございます。

3番目の施行日についてでございますけれども、一部改正条例案のうち、第1条の令和5年度分改正につきましては公布の日としますが、期末手当の改定は12月1日からの適用となります。第2条の令和6年度改正につきましては、令和6年4月1日からとなります。

続きまして、議案参考資料の61ページをお願いいたします。

議案第73号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

本案は、竹原市一般職の常勤職員の給与改定に合わせましてフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について改正するとともに、国の非常勤職員との均衡を踏まえまして新たに勤勉手当を支給するものでございます。

2番目の改正の内容につきましては、1点目としまして、本市一般職の常勤職員の改定後の給料表における1級、2級の給与月額を採用し、給料表を改定するものでございまして、2点目としまして、勤勉手当を新たに支給することとし、期末勤勉手当の年間合計支給割合を本市一般職の常勤職員と同様に改正するものでございます。

それでは、表を御覧ください。

期末手当、勤勉手当の改正の内容として、2列目の第1条、令和5年度改正につきましては、令和5年6月の期末手当は支給済みでございますので、令和5年12月の期末手当は現行の1.25月から1.30月として0.05月引き上げ、期末手当の年間支給割合を現行の2.5月から2.55月に変更するものでございます。

次に、3列目の第2条の令和6年度改正につきましては、令和6年6月及び12月における期末手当はそれぞれ1.225月、新たに支給する勤勉手当はそれぞれ1.025月として支給割合を6月及び12月に均等配分するものであり、期末手当及び勤勉手当の年間合計支給割合を4.5月とするものでございます。

3の施行日についてですけれども、一部改正条例案のうち、第1条の令和5年度分改正につきましては公布の日といたしますが、給料表の改定につきましては令和5年4月1

日、期末手当の改定は令和5年12月1日からの適用となります。第2条の令和6年度分改正につきましては、令和6年4月1日からとなります。

議案第72号及び議案第73号については以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答で願いたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、議案第64号工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案参考資料に沿って説明いたします。

まず、議案書の13ページをお開きください。

議案の内容につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次に説明をする予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、楠通地区浸水対策事業雨水ポンプ場機器設備整備工事となります。契約の方法につきましては、条件付一般競争入札の事後審査型でございます。契約の相手方につきましては、福山市東手城町1丁目2番37号、東洋プラント株式会社となります。契約金額につきましては、消費税を含めまして1億4,147万5,400円で、工期につきましては、当該議決が可決された日の翌日から令和7年5月31日までを予定をいたしております。

続きまして、概要について議案参考資料で説明をいたしますので、今度は議案参考資料の11ページをお開きください。

工事の概要につきましては、本川流域の上市、楠通地区に浸水被害の防除、軽減のため、既設のポンプを廃止し、新たな雨水排水ポンプを設置するものでございまして、主な工事内容といたしましては、毎秒1.05立方メートルの吐出能力を有する口径700ミリの横軸水中ポンプを2台設置し、その他設備としてスクリーンや逆流防止弁などを設置

するとともに、既設ポンプ等の撤去を行う工事となります。

建設工事入札参加選定委員会を本年10月12日に開催をする中で参加資格要件を定め、10月13日に入札を公告、11月8日に電子入札システムにより開札を行ったところ、有効な入札を行った3社から入札がございました。このたびは3社全てが最低制限価格での入札であったため、抽せんの結果、東洋プラント株式会社を第1落札候補者として資格要件の事後審査を行い、参加資格要件を満たしていることを確認いたしましたので、落札者と決定をいたしましたものでございます。

ちなみに、別の資料といたしまして落札結果をまた提示させていただいておりますので、そちらも併せて御覧をいただければと思います。

なお、このたびの工事につきましては、今説明いたしました機械設備工事のほか、電気工事、躯体などの土木工事もございまして、こちらにつきましてはこのたびの契約とは分離をして発注をいたしております。

以上が説明となります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今、説明があった発注の分で分離発注ですよね。これ、今分かったのですが、今提案されているポンプの設備の分で参考資料を見ると、市外の方といますか、こういうことになっておりますけれども、端的に言えば、理解するのは、こういうポンプ設備の分で金額もあれですけども、竹原市内にはそういった業者がないというのは率直に受けてよいのか。それと同時に、関連した場合で電気とかそういった分は分離発注であるということですが、こういったポンプだけでしたらそこしかもうないのかどうか分かりませんが、いろんな地元業者への関連といたしますか、そこがないのかどうかを聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 御指摘がありましたポンプの設置に関わる市内業者の発注ができないかという御質問でございますが、こちら前回の定例会でも御提案させていただきました大王のポンプ場の設置もそうでしたが、ポンプの機械設備の受注ができる業者というのは市内には1社もございません。したがって、このたびについては市外も含めた入札という形になりまして、結果、こちら福山市の東洋プラント株式会社の落札ということ

になったということでございます。

ちなみに土木の関係につきましては、こちら市内の発注が可能でございますので、こちらは市内業者のみでの工事の発注を予定いたしております。電気工事につきましては、金額がこちらは1億円を超えるような金額になりますので、こちらにつきましても電気については市内での受注可能業者がこれもないということではございますけれども、電気につきましては下請には入ることが可能となっておりますので、こちらは今からの発注となりますので、受注業者が決まり次第、こちらはできるだけ市内の下請をお願いするよう働きかけはしていきたいというように考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 仕事の確保という分からお聞きして、今答弁がありました。それで気になったのが、電気の分でも業者がないということで下請の関連を今説明ありましたが、一つ聞きたかったのが、こういう分の発注をして下請という仕事を確保するやり方と、もう一つは建設業なんかではJVといいますか、そういった市内業者と、いない場合は市内業者と市外の分の資格のある方と組み合わせるといようなのやれば、次から今度は仕事の、地元業者の育成といいますか、そういった観点が一つは地元業者を育成するということにもつながるのではないかなというように思いがちょっとあったのですが、そういった働きかけなんかはどうなのでしょうかとということを知りたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 一つは、発注方式で議員おっしゃいましたようにJVという方法もございます。しかしながら、このたびの発注につきましては、もともと元請となり得る電気事業者がないということでございますので、こちらJVに仮にしたとしても市外の電気事業者が参画するような形になります。そういった意味も込めましてこのたびは分離して発注をさせていただいて、いわゆるJVにした中での孫請というよりも一般で単独で発注をした中での下請になっていただくほうがより有利ではないかということも判断をいたしまして、こういった形式を取らせていただいているということでございます。

委員長（川本 円君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第75号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第5号）を議題といた

します。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程いたします補正予算案について御説明をいたします。

説明につきましては、補正予算案の概要に基づきまして説明をいたしますので、概要のほうをお開きいただければと思います。

このたびの補正予算案につきましては、人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の一部改正及び令和5年4月1日付の人事異動等に伴い、人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整をするほか、生活保護に係る医療扶助に必要な経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,658万3,000円を増額し、総額を160億5,729万9,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加、変更を行う内容となっております。

歳出の補正内容につきましては、追加計上を行うものが議会費、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、減額を行うものが衛生費となっております。その個別の内容につきまして3ページ以降の主な事業内容で説明いたしますので、3ページをお開きいただければと思います。

まず、人件費の補正でございます。

こちら条例改正案でも説明ございましたように人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費等の過不足を調整をするものでございまして、ほぼ全款にわたり調整を行っております。

続きまして、総務費、移住・定住促進に要する経費につきまして移住支援金160万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、移住・定住を促進するため、本市と広島県が共同して広島県移住マッチング支援を実施し、東京23区内に居住または勤務をしていた方が本市へ移住した場合、移住支援金を支給する事業におきまして、実績見込額が当初予算を上回り、予算に不足が生じたため増額するものでございます。財源につきましては、県支出金を120万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。なお、この事業につきましては、県内15自治体がこちらへ参加をいたしております。その中で今現在の最新の実績として、この制度を利用した県内の移住が12件ございました。

て、そのうちの3件が竹原市という形となっております。

続きまして、民生費、自立支援給付に要する経費につきましてシステム改修委託料110万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、令和6年度に予定をされております障害福祉サービス報酬改定に対応し、適切な運営を行うことができるよう、現在使用しているシステムを改修するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を49万5,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、4ページとなります。

民生費、地域生活支援事業に要する経費及び障害者福祉事務に要する経費につきまして償還金など1,133万8,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、障害者相談支援事業委託料において消費税の取扱いを社会福祉事業として非課税と誤認をいたしておりましたため、過去5年まで遡り、消費税相当額等を委託事業者に支払うものでございます。また、令和5年度委託料につきましても消費税相当額を増額するものであります。財源につきましては、国庫支出金を57万2,000円、県支出金を28万6,000円、他団体負担金を70万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、民生費、生活保護各扶助に要する経費につきまして生活保護費5,094万8,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、生活保護費のうち、多くの割合を占めます医療扶助について、実績見込額が当初予算を上回り、予算に不足が生じたため増額するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を3,796万3,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

以上が歳出予算案の内容となります。

続きまして、歳入予算の説明をいたしますので、1ページにお戻りください。

歳出の説明を済ませて特定財源につきましては触れさせていただきますので、個別の内容については省略をさせていただき、繰越金について令和4年度の決算剰余金の一部を歳入予算に計上するとともに、諸収入を増額し、最終的な収入の均衡を図っております。

続きまして、繰越明許費の補正の説明をいたしますので、すみません、6ページに今度は飛んでいただければと思います。

まず、商工費、コワーキングスペース施設整備事業につきましては、こちら年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものとなっております。

次に、土木費、緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業につきましては、必要

とする工期が年度内では確保できないため繰り越すものとなっております。

続いて、債務負担行為の補正でございます。

まず、追加でございますが、デマンド交通運行に要する経費につきまして、令和6年4月1日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、ふるさと納税業務に要する経費につきましては、ふるさと納税寄附額のさらなる増額を目指すため、ふるさと納税業務を一般社団法人竹原観光まちづくり機構に委託することとし、その期間及び限度額について定めるとともに、年度内に契約が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、竹原港北崎旅客ターミナル指定管理料につきましては、令和6年4月からの指定管理料について、当該施設の管理期間及び限度額について定めるものでございます。

続きまして、教師用指導書及び教師用デジタル教科書購入に要する経費につきまして、令和6年度小学校教科書改訂に伴う教師用指導書及び教師用デジタル教科書購入について年度内に契約手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

続いて、図書館システム更新に要する経費につきましては、その期間及び限度額について定めるとともに、令和6年4月1日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次の変更についてでございます。

まず、緊急自然災害防止対策事業に要する経費について、機器類の生産に1年以上の製作期間が必要となるため、製品が完成するまで出来高が発生せず、支払いが次年度以降になる可能性があることから、債務負担行為の変更を行うものでございます。

次に、樋門維持管理に要する経費につきまして、広島県から権限移譲を受けております本川排水機場の維持管理業務委託について委託業務に係る費用の増額が見込まれるため、債務負担額の変更を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明となります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

なお、質疑される方は、概要の何ページのどこどここと言っていたければ非常に助かります。お願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 概要の4ページの障害者支援、こちらの消費税の関係ですが、これの事業所の会計処理がどうなっていたかを教えていただけますでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちら契約上、非課税扱いという形で契約を結んでおりましたので、事業所側についても非課税という扱いで申告のほうもされているという形になります。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。

それと、同ページの生活保護、こちら、原因として医療費の増ということですがけれども、この医療費が増になったそもそものその原因について、あればお聞きします。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 増額の原因につきましての御質問でございます。

こちら、竹原市に限らず全県的な傾向という形でこの医療扶助、特に入院に関する医療扶助が増えているというような傾向がございます。その要因について、いわゆる総括をされております国保連合会なりそういった関係機関にも問合せをいたしているところでございますが、まだその原因について詳細な分析はまだできていないということもございまして、現在その要因を分析中ということでございまして、今現在ではその要因についてまだ不明ということで御理解いただければと思います。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 生活保護を長く受け続けるといったような表現がいいのかは別として、生活保護を受けている方の高齢化というところもその大きな問題になっている部分だと思うので、入院までしなくても症状の改善もあったものが、高齢によるために入院措置が必要ということであれば、なかなかこれは改善しにくい問題だと思うので、根本的な部分をこちらは、課は違いますけれども、今後検討していかなければ増大の一途をたどっていくと思いますので、この件については財政課の答弁はいいですけれども、全体として捉えていく問題だと思います。

それで続きまして、繰越明許費ですけれども、ページは6ページ、こちらの商工費のコワーキングスペースの件ですけれども、こちらもそもそも繰り越した原因をもう少し詳しくお願いいたします。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの繰越し原因でございますが、まずこちらにつきましては、現在、商工会議所が入居している建物の1階部分にコワーキングスペース及び一般社団法人観光まちづくり機構が入居するスペースとして整備を予定しているものでございますが、こちらについては12月の完了を目指して準備をさせていただいたところでございますが、建物の現地をいろいろ調査させていただいたところ、建築基準法上の排煙規定を満足させる必要があるということから、当初予定していたレイアウト等を変更する必要が生じたため、再度設計をし直したということから時間を要したということで、年度内完了が工期の関係で難しくなったということから繰越しを今回提案させていただいているものでございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 少し見通しというか、甘かったのかなというところは否めませんので、公共施設が全体的に整備されていく中でやはりあそこがあのままだと非常に寂れた感じが、通るたびに感じるのですけれども、しっかりと、今後同じようなことがあれば、そういうことも見越した物の考え方が必要かなと思いますので、できれば延びた分だけしっかりとしたいものをつくっていただきたいと思いますので、その辺をしっかりと、工期の問題なのでしょうけれども、時間が延びたということは有効にその期間を使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（川本 円君） まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） やはり設置場所においては町の中心にございますし、非常に目に触れる位置でもございますので、より多くの人が寄ってみたいと思われるような施設になるようにしっかりと検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 4ページなのですけれども、民生費、障害者相談支援事業ですが、これ、障害者の相談事業も非課税だと誤認したということだと思っておりますが、これ、償還金が1,021万2,000円ということなのですけれども、ちょっとお伺いしたいのは、延滞税というのはかからないのかどうかということ。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 延滞税の関係でございますが、こちら一応担当部署のほうから

税務署といろいろ金額調整をさせていただいた結果、延滞税については過去5年間で合計で24万5,200円という形で延滞税を支払う予定となっております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） ここには計上されていない。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちら償還金の中に含んでおります。したがって、委託料の消費税相当分のみでいきますと996万6,760円、そして延滞税が24万5,200円、合わせましてこちら金額の合計が、償還金の合計が1,021万2,000円という形となっております。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、ここで説明員の入替えを行います。

総務企画部は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、すみません、休憩を取ります。

午前10時48分 休憩

午前10時51分 再開

委員長（川本 円君） 続きまして、議案第70号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 議案第70号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案書41ページ、議案参考資料47ページとなっております。

説明のほうは議案参考資料48ページの新旧対照表で説明をさせていただこうと思っております。

本案は、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドのテニスコート8面のうち4面を人工芝生化することに伴い、新たな使用料を設定するものでございます。

改正の内容につきましては、テニスコートの使用料を人工芝コートにつきましては1時間につき560円とし、これまで設定していた半日及び1日単位の使用料を廃止し、1時

間の使用料に利用時間を乗じた額を徴収することとするものでございます。使用料につきましては、県内近隣市の状況を調査し、その利用料金を参考に設定をいたしました。また、施設の整備に係る費用を耐用年数で賄えることができるかの視点で検証をしております。今回、人工芝テニスコート整備に必要な予算は5,157万円のうち、スポーツ振興くじ助成金を3,089万5,000円を引いた2,067万5,000円が起債、一般財源となります。起債、一般財源の2,067万5,000円を人工芝の耐用年数10年と近隣市の利用実績を参考に算出した利用見込み時間で割り戻して算定した金額は1時間555円となっており、妥当な金額であると判断をしております。

施行日は令和6年3月1日としております。

説明は以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今、説明があつて芝生化ということで、スポーツ振興の補助金と説明もありました。確かに芝生化して利用料は上がるといいますか、計算するとやっぱり1時間単位の分で芝生化によって値上げといえますか、新たな利用料金をということで従来の分と比べたら二十四、五%ぐらいの値上げになって、大きな値上げになるなという気がしたのですが、確かに芝生化ということ的前提にしてもですね。それで、あとは利用者から見たら、そういった時間単位に一律にしたために半日とか1日とかという場合には、例えば半日で4時間ちょっとということもあるのでしょうか、4時間としてもその利用料金、使用料金というのはやっぱり2倍強ですか、そういうような、なると思うのですね。それで、1日の場合もそういった大幅な利用料金になるということで。こういうことで確かに根拠も示されましたけれども、私はちょっと心配するのは、スポーツの振興のためにこういう芝生化して、補助金も出て、一般財源も確かにあるのでしょうか、これだけ大きな、1時間単位では二十四、五%の値上げになるし、半日単位の分でいえば2倍超、1日でも2倍超になると思うのですね。ですから、これでは逆にスポーツ促進といえますか、そこに負担のほうが、今の状況から見て負担のほうが大き過ぎてスポーツの振興に逆行すると。そういった分が危惧するのですが、そこはちょっとお考えを聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 今回、値上げに当たるのではないかとということと、

半日、1日料金が時間になると、また負担が増加するのではないかというような御質問だったかと思えます。

今回の条例改正は、新たに整備する人工芝のテニスコートについて新たな使用料を設置、設定するものでございます。新旧対照表にもございますように、クレイコートについてはこれまでどおりの時間単価450円としておりますので、御理解いただきたいと思えます。

もう一つ、半日利用とか1日利用を廃止して、負担が増加するのではないかという御質問でございます。今回、整備を行い施設環境が変化するテニスコートに関しては時間単価に改めることとしております。このことによる影響につきましては、指定管理者の聞き取りによりますと、現在テニスコートの利用は個人で二、三時間程度の時間利用が大半であるとのことでした。今回の改正でクレイコートの場合、2時間の利用だと900円、3時間の利用だと1,350円となり、これまでの半日利用1,360円と比較して2時間や3時間の場合は負担が減り、負担の増加はないと判断しております。こうしたことからテニスコートを時間単価に改めたということにいたしております。

以上です。

委員長（川本 円君） ちょっと待ってください。

課長、今、松本委員がお聞きしたのは、スポーツ振興に単価を上げることによって逆行するのではないのかというふうな質疑だったのですが、それに対する答弁はございますか。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） すみません。先ほども申しましたように値上げという概念でなくて、新たに整備したものの新たな利用料設定ということで御理解いただきたいと思えます。これまで令和2年、令和3年とコロナ等の影響で活動がちょっと停滞していた部分もあるのですが、感染症も収まり、今後施設の整備がなされることもあってスポーツ振興に資するような施設になり、活動が活発になっていくと考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 市の負担といえますか、その関係で先ほどの説明では、事業費全体が5,170万円余りで、その3分の2ぐらいになるのですかね、スポーツ振興財団からの寄附ということがあって、実際に市の持ち出しが、今、起債と一般財源を含めて2,

000万円余りというふうに説明があったと思うのですね。もう少し正確に言うと、今言われたのは一般財源と起債を足した分を耐用年数の10年で割って出したということでしたけれども、もう少し正確に言うと起債の分ですね。起債を起こした分の実質的な負担というのは、本来地方交付税で7割近くか、ちょっとそこらは正確にしてほしいのですが、起債の分は地方交付税で返りますから、実際はそれだけ大きな負担にはならないと思うのですね。ですから、そこらを含めれば、ちょっと細かいようですけども、今言われた一般財源と起債を足した分を耐用年数10年でやって当てはめたということは正当性を欠くのではないかということについてはどうでしょうか。

委員長（川本 円君） 松本委員、今回出された議案は利用料金の設定を議題としておりますので、その5,000万円云々かんぬんというのは申し訳ないですけど。

関連でよろしいですね、松本委員。関連質疑ということでよろしいですね。

答弁できますか。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 先ほどの御質問に対してなのですけども、起債と一般財源の額を耐用年数で検証、検証はさせていただきました。もう一つ、先に参考にしたのは近隣の施設の利用料金を調査いたしました。近隣の施設、三原運動公園では580円、呉市総合スポーツセンターであれば500円、びんご運動公園では630円、東広島運動公園は520円ということで現在、やっぱり利用者さんが施設の老朽化で近隣に流れているという現状がございますので、そういった近隣の施設の平均を出したところでも560円という結果になっておりますので、これが逸脱していないかという検証の意味で先ほどの一般財源、起債の額を耐用年数で賄えるかどうかとも検証を出したところでございます。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今さっき起債と、近隣使用料を調べたというのは構わないのですけれども、根拠として起債と一般財源、これを耐用年数10年で割って計算したら555円ですか、ということ言われて、あとは近隣との比較というのもあるのでしょうかけれども、私が正当性の問題でちょっと確認だけをしたかったのが、財政課でないから分かりにくいというのは後調べてもらえばいいのですけれども、本来起債部分の何割か、私は7割とかいろいろかかる率がありますからそこは正確にしてもらいたいということなのです。

が、基本的な起債部分は全額その負担というよりは、地方交付税で入るから実質の負担は減りますよと。一番大きい負担、交付税は7割とか3割とかいろいろありますから正確にしてもらいたいというのは前提なのですが、いずれにしてもさっき言った起債と一般財源、これを10年で割って出した単価が時間当たり555円だったよと、あと近隣の云々というのがありますけど、その正当性そのものがどうなのかということで、そこが今答弁なかったものですから、分かれば教えていただきたい。

委員長（川本 円君） 次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 起債につきましては、松本委員おっしゃるような様々な種類がありまして、償還金に対する地方交付税の基準財政需要額や算入できる割合というのがそれぞれ起債の種類で決まっています、今回のこのテニスコートの整備に充てたこの起債、そこがどれだけ償還に入るかというのは、あまり高くない数字だったというような記憶をしております。具体的な数字はちょっと今記憶はしていません。それと課長が答弁しましたように、ここの考え方につきましてはあくまでも設定した金額の妥当性を確認するためにこういう考え方でやったものでありますので、あくまでも一つの考え方として御理解いただければいいかなと、そのように思っております。今回、10年でこの金額に満たなかったらどうなるのかとか、ちょっとそういったところの御指摘はまた違ったものかなというふうに我々は考えております。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘だけにさせてもらいたいと思うのですが、今、次長のほうは元財政課長をやっていたから、もうちょっと正確に答えてくれるのかなと思ったのだけれども、私は地方交付税の分では、今、正当性の問題を議論しているわけですから正確性が要るなと思ったのだけれども、極めて今交付税の措置はいろいろ種類が違うというのは知っているのですけれども、高いのもあれば低いのもある。しかし、ここではあまり高くないよというちょっと大ざっぱな意見があったから、もう少し調査していただきたい。こういった事業やったら3割とか5割とか、一番高いのは7割ぐらいがあるのでしょうけれども、そういったいろいろ高い分によっては、555円か、時間当たりの、そこに関わる分ですから、もっと正当性をもってやっぱり提案すべきだというふうに私は意見として上げてみました。

委員長（川本 円君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、それではこれで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方は自席でお待ちください。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、まず第1項、当委員会から委員外議員の出席要請はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 続きまして、会議規則第117条第2項に基づきまして、委員外議員の発言の申出はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないということでございますので、引き続きそのまま付託議案に関して委員間討議に移らせていただきます。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手でお願いいたします。

なお、これまでの質疑の答弁が十分であったかどうか、それから追加を要する資料の請求はあるかどうか、その辺りがありましたら挙手にて発言のほうをお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論、採決に入ります。

まず、議案第63号広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号工事請負契約の締結について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第67号に反対します。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第68号に反対をします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第70号に反対をします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第72号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第75号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に移ります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務企画部から報告事項があるとのことなので、発言を許します。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） その他報告事項の時間を取っていただき、ありがとうございます。

内容につきましては、データのほうで示させていただいておりますが、旧かんぼの宿竹原に関する事項でございます。内容につきましては、観光まちづくり担当部長が御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） それでは、資料のほうでございますけども、湯坂温泉の泉源施設（井戸及び揚湯設備）の無償譲渡についてを御覧ください。

こちらにつきましては、今定例会のほうに追加提案をさせていただきたい案件でございますが、この場をお借りしまして説明をさせていただきたいと思っております。

旧かんぼの宿竹原の土地、建物でございますが、12月11日付をもちまして後ほど説明させていただく者に対し売買契約が成立しましたので、提案させていただくものでございますが、契約が12月11日ということございましたので、当初提案に間に合わなかったということから追加提案させていただきたいと考えているところでございます。

まず、1番の趣旨でございますが、日本郵政（株）が旧かんぼの宿竹原の土地、建物を売却されるため、日本郵政（株）の土地に設置している泉源施設を土地、建物の譲受人へ無償譲渡するものでございます。

2番といたしまして、泉源の概要ということでございます。こちらにつきましては、湧出地、竹原市西野町383番1、日本郵政所有地ということございまして、場所は現在テニスコート等がございます一画ということで、宿から道路を挟んで斜め向かいぐらいの場所でございますが、議案については地図等を添付させていただくこととしております。次に、掘削許可でございますが、昭和63年8月17日指令薬12号ということで県のほうから許可をいただいております。井溝面積については4.18平方メートルでございます。日本郵政からの借地ということでございます。用途施設については、さく井、ポンプピット、ポンプ操作盤、水中ポンプ、電力メーターボックスということでございます。分析結果については、温泉法第2条の規定によりまして温泉に適合しているということでございます。泉温、温度でございますが、20度ということで、分析の結果20度ございました。

次に、譲渡先でございますが、こちらについては三原市皆実町1丁目21番15号、株式会社アトラック、代表取締役会長は山内透様でございます。

4番の無償譲渡の理由でございますが、次の理由によりまして無償譲渡をしたいと考えております。

まず1点目でございますが、市としてその泉源を利活用する見込みがないということでございます。

2点目としましては、現在も借地でございますので、その借地の返還、また今後の維持管理や将来撤去等が必要になった場合の負担を解消するというところでございます。

3点目でございますが、設備が法定の耐用年数を経過しているということでございます。こちらのポンプでございますが、掘削は昭和63年でございますが、ポンプのほう

は一度平成13年に更新をしております、現在は22年が経過しているということでございますが、こういう温泉の水中ポンプ等の耐用年数が12年ということでございますので、耐用年数を大幅に経過しているという内容のものでございます。

5番でございますが、無償譲渡予定年月日については令和5年12月25日を予定しております。こちらは、日本郵政様からアトラック様へ引渡しをされる日にちがこの予定ということで伺っておりますので、市のほうにおいても併せて12月25日に譲渡したいということでございます。

説明は以上でございます。

委員長（川本 円君） ただいまの説明に対して質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、説明員は退室いただいて結構でございます。

それでは、次に参ります。

次に、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。それで、皆様にお願ひ並びに御相談でございますが、個別案件のところをちょっと見ていただきたいのですが、今まででいうとかなりボリュームが追加追加追加ということで増えてきていました。これは、今、画面上見いただいているのは、これ新しく出そうとしているものでございます。今までは何がこの中にあったかと言いますと、まず財政健全化への取組について、それから防災・減災の取組について、それから庁舎移転についてがこの中に入っております。下の全体の案件の中にもこれは全部網羅されておりますし、最近個別案件でこの委員会でも取り上げたことも実際ないので、できましたらこの辺りを少し文言を整理して削らせていただいて、今回新たにここのデジタル田園都市から公共施設ゾーンまででとどめたいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

あまりにも増え過ぎても、終わっている部分もございますので。新たにまた委員のほうからこれを取り上げてはどうかというのがありましたら、また申し出ていただければ定例会ごと処理させていただきたいと思っておりますので、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

それでは、別紙のとおり申し出るように考えております。

その他、委員の方で継続審査、調査について御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようでしたら、議長に申し出ることに對して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。ありがとうございます。

その他、委員の方から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時24分 閉会